

# 車いす等貸出事業について

●豊明市社会福祉協議会では、  
一時的な車いす・歩行車の貸出しを行っています。

貸出期間 原則1ヶ月以内

(貸出延長：最長3ヶ月)

※車いす等をその都度返却いただく  
必要はありませんが、貸出を延  
長する際は『車いす等貸与申請書』  
を1ヶ月ごとに提出ください。

利 用 料 無料

貸出対象 使用者又は介助者が

豊明市内在住の方

例えば・・・

- 病気やケガにより一時的な  
歩行支障が治癒するまでの期間。
- 介護保険の要介護認定や  
身体障害者手帳交付の申請を  
したばかりで、各制度のサービスが  
利用できるまでの期間。

注意事項 ※社会福祉協議会では車いす等の運搬は行いません。

※利用者の原因による車いす等の破損時には修理費等を  
負担していただきます。

※他制度が利用できる方は原則利用できません。

※原則、医療、福祉施設に入所等されている方にはお貸  
しできません。入所している施設に使用できる車いす  
等がないかお問い合わせください。

問合せ先 豊明市社会福祉協議会

豊明市新田町吉池18-3

Tel 93-5051 Fax 93-3880



★返却する日付は 月 日 ( ) です★